

市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業の公募要領

1. 背景・目的

近年、人の生活圏へのクマの出没が相次いでおり、出没に伴う人身被害の発生が相次いでいます。こうした状況を受けて、「クマ被害対策ロードマップ」（令和8年3月「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」決定）では、出没時の緊急対応、人の生活圏への出没防止、個体数管理の強化など、関係省庁の連携により総合的に取り組む施策をまとめています。

個体数管理については、個体数推定等の科学的知見に基づき中長期的に取り組んでいく必要がありますが、現に迫る危険に対処するためには、特に人の生活圏へのクマの出没の未然防止、出没時の対応が喫緊の課題です。

これらの問題に対して、環境省は「市街地クマ出没対策チーム（通称：アーバンベア対策チーム）」を設置し、人の生活圏へのクマの出没に備えた安全対策の強化や、市街地クマ対策に係る技術開発・検証等に取り組むこととしました。

こうした背景を踏まえ、環境省では、クマ被害対策に係る技術の導入促進を目的として、「市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業（以下、「技術実証事業」という。）」を実施します。技術実証事業は、公募・選定により行います。

2. 技術実証事業の概要

技術実証事業は、環境省事業「令和8年度市街地等クマ対策の社会実装に向けた実証・体制構築に関する調査業務」の一環として、当業務の請負事業者（以下「事務局」という。）と連携し、事業計画に基づき事業を実施します。

技術実証事業の選定後、提案内容をもとに実施団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、事業計画並びに経費の使途及び総額を決定し、技術実証事業開始日を決定します。

技術実証事業は、事業内容の具体化・高度化を図るため、事務局等による事業内容の磨き上げを予定しています。また、技術実証事業の目的との整合性の確保や進捗管理等のため、実施団体、環境省、事務局との打合せ等を行いますので、環境省、事務局の助言等を踏まえて技術実証事業を実施するようにしてください。

（1）実施期間

- ・ 技術実証事業開始日から令和9年2月26日（金）までとします。

（２） 公募対象団体

- ・ 公募対象団体は、企業、研究機関、地方公共団体、またはこれらを構成団体とする協議会等です。応募段階で、地方公共団体との調整・連携が実施されているなど、具体的な実施地域が見込まれていることが応募に当たっての条件となります。特に、土地所有者の合意が得られているなど実施地域での実証への合意形成や実施の手続きが完了しており、選定後速やかに事業を開始できる案件を優先して選定する予定です。

（３） 対象となる事業

- ・ ドローン、監視カメラ、センサー、ロボット、アプリ等のＡＸ・ＤＸ等の技術を活用した市街地等におけるクマ対策を実証する事業を対象とします。
- ・ 市街地等におけるクマ対策として、クマの監視やパトロール、追跡、追い払い、不動化・捕獲等及び市民への警告・アラート、避難誘導等の効果的な被害防止対策を想定しています。
- ・ 市街地等へのクマの出没を抑制する対策として、監視・パトロール、追い払い、管理捕獲、ゾーニング管理計画策定、誘引物管理、藪等の隠れ場所・移動経路の把握・対策等を想定しています。

（４） 事業申請額

- ・ １件あたり申請額は１,０００万円（税込み）程度を目安としてください。

（５） 選定件数（予定）

- ・ １０件程度

３．対象となる経費

- ・ 技術実証事業の対象となる経費は次のとおりであって、技術実証事業の実施期間中において技術実証事業の実施に直接必要な経費とします。なお、技術実証事業の実施に直接必要でない経費、その他、環境省及び事務局が不要と考える経費は認められませんので減額となります。
- ・ 技術実証事業の実施に係る経費は、事務局から、原則として技術実証事業終了後、一括してお支払いします（実施団体の活動のための補助金ではないことに御留意ください）。

【計上できる経費】

- 事業費（外注費（各種調査、資料づくり等）、旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費（※1）、雑役務費、専門家への謝金・旅費、その他技術実証事業実施に直接必要な諸経費、一般管理費（※2））
※1 事業に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金等
※2 一般管理費は全体事業費の1割5分を上限とする。
- 人件費（技術実証事業の実施、評価・検証、報告書の作成等に従事する者の人件費など、技術実証事業を行うために必要な実施団体の人件費。上限を事業費全体の3割5分とし、技術実証事業の実施にあたって必要な最低限のものと確認できたものに限り計上することができる。地方公共団体の場合は計上できない。）

【計上できない経費】

- 事業場等の建物・施設の新設、整備に関する経費
- 資産等が残る工事に関する経費
- 20万円を超える機器・備品等に関する経費（20万円を超える機器・備品等についてはレンタルすること）
- 収益を直接生じさせる経費（販売に係る経費、有料イベントの開催経費等）
- 技術実証事業の実施に直接関係しない経費

4. 応募方法

（1）公募期間

- ・ 令和8年9月8日（火）～同年10月7日（水）17:00（必着）

（2）応募書類の提出

- ・ 公募期間内に以下の申請書類を「7.応募先及び問い合わせ先」まで電子メール（ストレージシステム等を含む）にてご提出ください。なお、複数の者で共同して応募する場合には、技術実証事業の運営を統括し、契約当事者となる代表機関を定めてください（原則として、当該代表機関を選定団体公表の際の選定団体として記載します）。記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。
- ・ 応募に当たっては、「6.技術実証事業実施に際しての留意事項」をよくご確認頂き、ご理解のうえでの応募をお願いします。

【応募書類】

①申請書・事業計画・支出計画・誓約事項（エクセルファイル）【必須】

②その他事業概要が分かる資料（PDF 化したもの）【任意】

【応募書類の提出形式】

①原則エクセルで提出。エクセルで提出が困難な場合は PDF 形式

②原則 PDF 形式

5. 選定団体の決定・通知

（１）審査方法

- ・ 応募書類を審査の上、10 件程度を選定する予定です。
- ・ 外部有識者、環境省及び事務局において、5.（２）の審査基準に基づき、審査を予定しています（審査は非公開。審査に関する質問等は受け付けません。）。なお、必要に応じて事務局から電話またはメール等にて応募書類に関する確認を行う場合がありますが、基本的には提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますのでご注意ください。

（２）審査基準

（ア）事業の有効性

- ・ 市街地等におけるクマ対策への貢献が見込まれるものか。
- ・ 期待される効果が高いか。
- ・ 効果に対して事業費は妥当なものであるか。

（イ）事業としての継続性、発展性・波及性

- ・ 技術実証事業終了後も、ビジネスとして確立できる蓋然性が高い等、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
- ・ 技術実証事業等の更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。普及啓発も含め期待される効果は大きい。

（ウ）事業の新規性、先進性

- ・ 新規性、先進性のある取組であるか。

（エ）事業の具体性・実現可能性

- ・ 地方公共団体と連携しているか。
- ・ 具体的な実証地域が見込まれているか。
- ・ 関係法令を遵守しているか。
- ・ 実施計画が適切であり、具体的に記載されているか。

- ・技術実証事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・技術実証事業の効果検証や課題整理の方法が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・技術実証事業の推進体制として適切な役割分担がなされ、関連団体等との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。
- ・技術実証事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連携・連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。

(3) 審査結果

- ・ 審査結果は10月頃を目途に応募団体へ電子メールにより通知後、環境省のホームページ等で公表します。

6. 技術実証事業実施に際しての留意事項

(1) 技術実証事業の位置付け

- ・ 技術実証事業は、実施団体の活動に対する補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものです。

(2) 事務局等との打合せ、事業内容の磨き上げ

- ・ 技術実証事業では、実施団体、地方公共団体、地域の関係者、環境省等が連携して、技術を活用した市街地クマ対策を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を目指すことが期待されています。
- ・ 実施団体は、進捗管理等の観点から、環境省及び事務局等と打ち合わせを適宜行っていただきます。
- ・ また、事業内容の具体化・高度化を図るため、事務局等と打ち合わせを行い、事業内容の磨き上げを行います。実施団体の要望は最大限尊重しますが、実施団体の選定過程及び選定後において、事業の内容を申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のおり事業を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
- ・ 打ち合わせ等に当たっては、必要な資料の作成等に御協力をいただくことがあります。また、ヒアリングや現地調査、取材、会議等への参加の御協力をお願いすることがあります。

(3) 申請事項・法令の遵守等

- ・ 実施団体において、申請した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、打ち合わせ時に虚偽の発言をする等した場合には、経費の一

部又は全部が支払われないことがあります。また、技術実証事業は、環境省の調査事業の一環として実施することから、各種関係法令を遵守して実施いただくほか、一般論として配慮すべき事項については、厳格な対応を求める場合がありますので、ご注意ください。

(4) 成果物とその帰属

- ・ 事業成果は、事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境省 Web サイト等で掲載いたします。実施団体においては、技術実証事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案された技術実証事業の内容に応じ、環境省及び事務局との協議で決定します。提出された技術実証事業の実施報告書をもとに、事務局が作成する業務報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。
- ・ また、技術実証事業の一環として、例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、実施団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。
- ・ なお、従来から実施団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

(5) 事業終了後の協力

- ・ 事業終了後も、環境省や事務局から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどをお願いすることがあります。

7. 応募先及び問い合わせ先

環境省市街地クマ出没対策チーム（自然環境局野生生物課内）

TEL：03-5521-8285

E-mail：UBT★env.go.jp

※メール送信の際には、★の部分を半角の@に置き換えてください。